

瑞浪市学区制審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号。以下「条例」という。）第3条の規定により、瑞浪市学区制審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は委員30名以内をもって組織しその委員は市内の公共的団体等の代表者その他学識経験者から教育委員会が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときに解任されるものとする。

第3条 審議会に会長を置き委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時はあらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則（平成28年12月26日教委規則第6号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。